附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○総務省令第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第五項の規定に基づき、令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

総務大臣　村上誠一郎
外務大臣　岩屋　毅

令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十五条の規定により当該通常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を含む。）に係る公職選挙法施行令第百四十二条第五項に規定する公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日	投票をしなければならない時間
在ドバイ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間
在コンゴ民主共和国日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間

○経済産業省令第五十二号

経済産業省組織令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百三十号）の施行に伴い、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一章　本省	**第一章**　本省
第一節　内部部局	**第一節**　内部部局
第一款～第三款　（略）	**第一款～第三款**　（略）
第四款　貿易経済安全保障局	**第四款**　貿易経済安全保障局
（情報保全室）	
第十五条　総務課に、情報保全室を置く。	（新設）
2　情報保全室は、経済産業省の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）に基づく特定秘密の保護並びに重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。	
3　情報保全室に、室長を置く。	
（情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官）	
第十六条　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。	
2～6　（略）	
第十七条　削除	
第七款　商務情報政策局	
（削る）	（情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官）
	第十五条　経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査・流出対策室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。
	2～6　（略）
	第十六条及び第十七条　削除
	第七款　商務情報政策局
	（消費経済企画室及び消費者相談室）
	第三十四条　消費・流通政策課に、消費経済企画室及び消費者相談室を置く。
	2　消費経済企画室は次に掲げる事務をつかさどる。
	一　商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関する事務のうち一般消費者に係る取引に関すること（商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。
	二　訪問販売及び通信販売の事業に関すること。